

〔特定施設を設置する工場または事業場から公共下水道へ排除してはならない下水の基準〕

(1) 次の基準を適用しない特定施設は、水質汚濁防止法施行令別表第一第6号の3に掲げる施設です。

(2) 次の基準に適合していても、また適用しない工場または事業場であっても別途除害施設の設置または必要な措置をしなければならない基準に適合しない場合は除害施設の設置または必要な措置をしなければなりません。

No	項目	基準	左記基準が適用されない工場または事業場
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下	
2	シアン化合物	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム以下	
3	有機りん化合物	検出されないこと。	
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下	
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下	
6	砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.05ミリグラム以下	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下	
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下	
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
14	1・2 ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	
15	1・1 ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下	
16	シス 1・2 ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下	
17	1・1・1 トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下	
18	1・1・2 トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	
19	1・3 ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	
21	2 クロロ 4・6 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(別名シマジン)	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	
22	S 4 クロロベンジル=N・N ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	1リットルにつき0.2ミリグラム以下	
23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下	
25	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10ミリグラム以下	
26	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下	
27	1・4 ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム以下	
28	フェノール類	1リットルにつき5ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
29	銅及びその化合物	1リットルにつき銅3ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
30	亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛2ミリグラム(日間平均値1ミリグラム)以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
31	鉄及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき鉄10ミリグラム以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
33	クロム及びその化合物	1リットルにつきクロム2ミリグラム(日間平均値0.1ミリグラム)以下	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
34	ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム以下	
35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき380ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
36	水素イオン濃度	水素指数5を越え9未満	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
37	生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
38	浮遊物質	1リットルにつき600ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
	(1) 鉱油類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場または事業場
	(2) 動植物油類含有量	1リットルにつき30ミリグラム以下	
40	窒素含有量	1リットルにつき日間平均値60ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場
41	りん含有量	1リットルにつき日間平均値10ミリグラム未満	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の工場または事業場